

南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第18号

南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市口之津図書館ホール利用条例(平成18年南島原市条例第78号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 南島原市口之津図書館ホール(以下「ホール」という。)の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用日 1月4日から12月28日まで
- (2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、利用日及び利用時間を変更することができる。

(利用の申請)

第3条 ホール及び附属設備を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、南島原市口之津図書館ホール利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 ホール利用の申込みは、利用しようとする日の前月の1日から利用前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用期間の制限)

第4条 ホールの利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 教育委員会は、ホールの利用を許可したときは、南島原市口之津図書館ホール利用許可書(様式第2号)を利用者に交付する。

(使用料の免除)

第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。
- (2) 市内公共団体が利用するとき。
- (3) 社会福祉団体が利用するとき。
- (4) 社会教育関係団体が利用するとき。
- (5) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (6) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。
- (7) 市内の幼稚園又は保育園が利用するとき。
- (8) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市口之津図書館ホール使用料還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ホールへの入館を拒否し、又はホールからの退去を命令することができる。

- (1) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物及び動物の類を携行する者
- (3) その他ホールの管理上支障があると認める者

(禁止行為)

第9条 ホール(敷地を含む。)内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(利用者等の守るべき事項)

第10条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用団体の責任者は、利用者の指導、監督等一切の責任を持つこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設及び設備等を利用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気を使用しないこと。
- (4) ごみ(缶、ビン等)は持ち帰ること。
- (5) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙・釘打ち等をしないこと。
- (6) 利用が終わったときは、後片付け、清掃、火気の点検を終え、館長又は関係職員(以下「館長等」という。)に申し出て点検を受けること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他館長等関係職員の指示に従うこと。

(保安の責任)

第11条 利用者は、ホールを利用するに当たっては、入場者の整理、警備等の保安及び施設等の保全について責任を負うものとする。

(損壊等の届出)

第12条 建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに館長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

(職員の入室)

第13条 館長等は、ホールの管理上必要があると認めるときは、現に利用している施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(免責)

第14条 利用者又は入館者の不注意その他教育委員会の責めに帰することができない事故に対しては、市は、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の口之津町立図書館ホールの使用規則(平成11年口之津町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第7条関係)